

自由と人権 通信

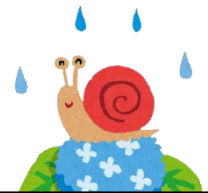
liberty & human rights NEWS

NO.56 (2025.6.13)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

「自由と人権」HP



ご自由に
お持ちください

新聞にのった写真

中野重治

ごらんなさい

こっちから二番目のこの男をごらんなさい

これはわたしのアニキだ

あなたのもう一人の息子だ

あなたのもう一人の息子 私のアニキが

ここにこのような恰好かっこうをして

脚絆きゃはんをはかされ

弁当をしよわされ

重い弾薬囊だんやうぶくろでぐるぐる巻きにされ

かまえ銃つつ たま込め つけ剣をさされてここに

上海総工会の壁の前に

足をふんばって人殺しの顔つきで立たされている

ごらんなさい 母よ

あなたの息子が何をしようとしているかを

あなたの息子は人を殺そうとしている

見も知らぬ人をわけもなく突き殺そうとしている

その壁の前にあらわれる人は

そこでああなたの柔やわしいもう一人の息子の手で

そのふるえる胸板をやにわに挟えぐ(えぐ)られるのだ

いっそうやにわにいっそう鋭く挟えぐられるために

あなたの息子の腕が親ゆびのママシのように縮んでいるのをごらんな

さい

そしてごらんなさい

目次

- ① 中野重治「新聞にのった写真」 P1~2
- ② 「新聞にのった写真」に寄せて P3
- ③ なぜ音声データにこだわるのか P3~6
- ④ 【本の紹介コーナー】『反戦主義者なる事通告申し上げます』など P6~7
- ⑤ SNSの効用 P7~8
- ⑥ 東大和ローカル 後編 本庁舎つれづれ P8~9
- ⑦ 日本学術会議が殺された日 P9~10
- ⑧ 案内・後記 P10

壁のむこうがわを

その建物のなかで

たくさんの部屋と廊下と階段と穴ぐらとのなかで

あなたによく似たよその母の息子たちが

錠前^{じやうぜん}をねじきり

金庫をこじあけ

床^{ゆか}と天井とをひっぺがして家^やさがしをしているのを

物取りをしているのを

そしてそれを拒^はむすべての胸が

まあるい胸や 乳房^{ちちのう}のある胸や あなたの胸のように皺^{しわ}のよった胸やが

あなたの息子のと同じい銃剣で

前とうしろとから刺し抜かれるのをごらんなさい

おお

顔をそむけなさるな 母よ

あなたの息子が人殺しにされたことから眼をそらしなさるな

その人殺しの表情と姿勢とがここに新聞に写真になってのったのを

そのわななく手のひらで押えなさるな

愛する息子を腕のなかからもぎ取られ

そしてその胸に釘を打ちこまれた千人の母親たちのいることの前に

あなたがそのなかのただ一人ではないことの前に

母よ

わたしとわたしのアニキとのただ一人の母よ

そのしばしばする老眼を目つぶりなさるな

「新聞にのった写真」に寄せて

医師であり育児評論家でもある松田道雄は、中野重治詩集の末尾に「憤怒の時代」というタイトルで文章を寄せています。

詩人としての中野重治を知ったのは1927年7月に創刊された『プロレタリア芸術』にのった「新聞にのった写真」である。それは中国国民革命軍の北伐の成功におそれた日本政府が、「權益」をまもるために配置した軍隊の写真だったと思うが、「帝国軍人」を「人殺し」とよぶことはきわめてラディカルなことであった。「反軍思想」は軍の最高の統率者である大元帥陛下にたいする反逆だった。(203頁)

本書をはじめからよんできて、『プロレタリア芸術』や『戦旗』や『無産者新聞』にのった詩に、いきあつた読者は、その調子の荒々しさと、はげしい息づかいとに、とまどうかもしれない。

だが、その殺気と憤怒こそ、そのころの左翼学生の気持であった。治安維持法というものがわからないと、その気持はわからない。治安維持法の最大の被害者は知的好奇心のつよかった学生だった。治安維持法は国家権力に危険とみられる(そうみるのは警察官だが)思想を排除するための法律であった。

学生たちが、正しい思想はかならず人民をとらえると信じたのとおなじに、国家権力のほうも、危険な思想が人民をそそのかすと信じた。人民の権力への忠誠に自信がなかったのである。

思想信念の自由のない世界というものを、基本的人権のまもられている世界に住んでいる人は想像しにくいことだろう。権力がある思想を禁じる(治安維持法は共産主義と共和主義とを禁じた)ということは、危険な思想をとりしめる思想警察の体系を常時そなえるということである。日本では特高というものが、治安維持法の制定と同時に発足した。末端の刑事が学生の思想が危険かどうかを判定できる能力をそなえていなくても、とりしめしはできる。「危険思想」をのせている印刷物を身につけているか、自室においていたら、その人間を逮捕し、留置場にいて、拷問すれば、たいいてい人間は危険な思想をもっていたことを「自白」する。

危険な思想をもつ団体に所属したというだけで、さらにそういう団体の息のかかった人間が開いた集会にでたというだけで、その人間を危険な思想の持主だと判定していいことになる。

治安維持法は最高刑の死刑を、国際スパイをした尾崎秀実らにしか実施しなかったから、そんなに悪法でなかったとするのは、刑事にしょっちゅうつけねられなかった人のいうことである。治安維持法の極刑が死刑になったということは、どれほど末端の特高の刑事を気負わせたことか。「きさまらは死刑にしていいいんだ」といって、拷問し、事実少なからぬ人を死にいたらしめた。(205～206頁 下線は引用者)

現代の共謀罪(テロ等準備罪)、経済秘密保護法、そして現在(6月4日時点)審議されている日本学術会議法人化法案も、このような時代に至る一連の流れの中にあると言えます。治安維持法は決して過去の出来ごとではありません。



なぜ音声データにこだわるのか

【音声データ消去のいきさつ】

2023年10月12日、わたしは東大和市情報公開条例第5条に基づき、同市教育委員会に対し行政文書の情報公開請求を行いました。同年10月25日、当該文書が公開されましたが、部分公開でした。しかし非公開とされた部分に関して合理的理由に欠けると考え、また、既に公開された文書情報(同年6月12日請求、23日開示)における開示・不開示実態との整合性に欠けると判断し、同年12月19日、同市情報公開条例18条に基づき同市教育委員会に審査請求を行いました。

2024年8月21日午後6時30分から開かれた同市「令和6年度第1回情報公開・個人情報保護審査会」(以下「情報公開審査会」と略す)における「口頭意見陳述」において、わたしは上記事実について、その不当性とその

根拠について陳述しました。

この後のことはすでに何度も書いているので省略しますが、そこで行われた口頭意見陳述を記録した音声データ（意見陳述のみを記録した音声データであるのか、情報公開審査会全体を録音した音声データの一部としての口頭意見陳述のデータなのかは不明）が、文書化された（「議事録？」になった）段階でただちに消去されてしまったことがこの事件の核心です。

行政側は文書記録に誤りがあるのであれば、申請人（わたしです）の主張を書いて提出してもらえれば審査会に提出するので支障はないと主張していますが、とんでもありません。音声データが消去されていなければ、これを再生することで、文書記録の誤りの有無が確認できます。そもそも何のための口頭意見陳述だと考えているのでしょうか。文書で提出することで問題がないと考えるなら、口頭意見陳述など存在意味がないではありませんか。口頭で意見表明し、審査委員の質問に答える（実際には質問はありませんでしたが）、その音声を記録したものが消されてしまったのです。しかも文書化した直後に。損害賠償請求の主眼はそこにあるのですが、このことには、音声データが消去されたことによる個人的な被害を越えるもっと重大な問題があります。

【音声データの重要性】

議会、教育委員会会議、その他審議会・説明会などの記録は、会議ごとに議事録が作成され、基本的には閲覧が可能です。その議事録を作成するための元になるのが録音・録画データ（以下、「音声データ」とする）です。通常は担当職員が記録し、それを文字に起こしていきます。この場合、文法や読みやすさなどに関わりなく、ただ音声を文字に置き換えることを、「逐語訳」と言います。「えー」とか「うー」とかいう音声もそのまま記録される場合もあります。しかし、さすがにこのままでは読みにくいので、発言内容を損なわない限りで、文法的な誤りを訂正したり、読みやすいように語句の順序を入れ替えたり、重複部分を適宜修正したりして文書化したものを議事録にするという方法がとられます。どの議事録や会議録が、どの程度まで手が入れているのかについて、個別的、具体的に把握しているわけではありませんが、多かれ少なかれ加工はされていることと推察されます。

その重要性に軽重があってはなりませんが、とりわけ問題になるのが議会の議事録でしょう。政治的な主張が、結果的とはいえ歪められるようなことは問題ですし、各議員もこれには敏感です。もし議員からそのような発言をした覚えはないという申し出があれば、事実関係を確認し、議事録に誤りがあると確認されればこれを修正することはあり得るでしょう。反対に議員申し出の事実がないと確認されれば、議事録の修正に応じる必要はありません。その根拠となるものが音声データです。つまり、文書記録の「担保」となるものです。

このような音声データについて、かつては「記録を文書にする際の補助的手段に過ぎない」として公文書（以下「行政文書」と同じ意味に使用する）にあたらないという判断が通用していました。しかし情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の制定（1999 年）や、公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）の制定（2009 年）により、音声データに対する位置づけも次第に変わってきました。地方自治体でも両法制定に準じて条例・規則等が定められています。

情報公開法では、「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。（後略）」（第 2 条 2 項 中略・後略は引用者）と定めています。また公文書管理法においては、「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（中略）を含む。第 19 条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。（後略）」（第 2 条 4 項 中略・後略は引用者）と定められています。両者は表現に微妙な差があるとは言うものの内容的には同一です。この文言を素直に読めば、会議等を記録した音声データは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」電磁的記録であり、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」であることは明らかなです。この定めに応じて、音声データが公文書にあたるという判決（最高裁平成 16 年 11 月 18 日第一小法廷判決など）が出たり、社会的判断（大臣発言次頁新聞記事参照）も変化してきています。また最近では、教育委員会会議の音声データを、開示すべき公文書として認める高裁判決（東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決）も出ています。

このように会議等を録音した音声データが公文書にあたるということは、もはや世の趨勢となっているのです。

【東大和市の場合】

東大和市「音声データ消去事件」で問題なのは、音声データを「資料文書等」（同市文書管理規則 2 条 8 号）であるとして、保存期間さえ定めず、文書化後ただちに廃棄してしまっても違法ではないとしていることです。このことは被告準備書面（2）で示されています。

市の代理人である羽田一成弁護士が証拠として提示してきたものが、この「文書事務の手引」（全文でなく抜粋であり、これ自体にも疑念があります）です。被告準備書面では、この「手引」の中に「資料文書等」の一例として「会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物（カセットテープ、音声データ）」と示されていることもあって、音声データが公文書ではなく、「資料文書等」であることの根拠としているのです。

確かに「手引」の中には、そのような記載があります。しかし、「手引」は市の担当者が作成したものであり、市職員が文書の取り扱いについて参考にすべき内部情報であるというに過ぎず、法的な根拠となるものではありません。

「文書事務の手引」に見られるような判断は、音声データを情報公開法等が規定している行政文書（公文書）から除外しようとするもので、同市公文書管理規則にある「資料文書等」という概念こそ、「消去」されなければならないものです。問題ある文書管理規則においてさえ、音声データが公文書ではないとは書かれていないため、被告・市はこれを「手引」でこれを取り繕ったにすぎません。

【「文書事務の手引」の問題点】

「文書事務の手引」の中には「2 資料文書等を定義した目的」というものがあります。そこでは「文書管理規則と情報公開条例及び個人情報保護条例との整合をはかる」ため「これら文書等を『資料文書等』と定義し、不要になった段階で廃棄できるよう、取扱いを明確にしました。」とあります。音声データは、それまで保存期間があいまいであったものを、文書化した段階でただちに廃棄できるようにしたと述べているのです。これは先に述べたように、情報公開法第 2 条 2 項の（同市情報公開条例第 2 条 2 号）の定める行政文書から音声データを除外しようとする意図を「白」したようなもので、極めて問題の多い処理です。同市文書管理規則に「資料文書等」という概念を潜り込ませ、音声データを情報公開の対象となる公文書から外そうとするこの処理こそむしろ問題にすべきです。

文書記録として仕上げたのちに、その内容について問題になった場合、事後にこれを確認できるものが唯一音声データです。これを保存期間も定めず、文書化後ただちに消去してしまうことは、あってはならない行為です。のように「手引」しているのが、他ならない東大和市長を中心とする市の中核メンバーということになります。

さらに問題なのは、この「手引」作成に、市側代理人となっている羽根一成弁護士が所属する東京平河法律事務所の橋本勇弁護士が関わっている可能性があるということです。橋本勇弁護士は東大和市と顧問契約を交わしている弁護士です。「文書事務の手引」が作成された 2021 年も含め、少なくともその 2 年前の 1919 年から橋本勇弁護士は法律相談業務契約をしているのです。仮に「手引」作成の関係者でなかったとしても、完成段階で法的な相談がなされた可能性はあります。もしそうだとすれば、利益相反とは言えないまでも、東大和市の情報公開に取り返しつかない負の実績を与えたこととなります。

このようなことは早急に改善されなければなりません。会議や審議会等の内容を記録した音声データを永久に保

音声データ 一転「公文書」

デジタル庁が修正 識者「恣意的な管理」

平井卓也デジタル改革担当相もデジタル庁長官が出席したオンライン定例会議の音声データの多くが保存されていなかった問題で、デジタル庁は21日、音声データはいずれも公文書扱いしなうで、官僚の判断で廃棄可能な「保存期間1年未満」の文書として廃棄したと説明した。同庁は当初、音声データの多くは「担当者が個人の備忘として利用

していた」として私文書扱いだったと説明していたが、説明を事実上修正した。識者は、恣意的な文書管理だと批判している。同庁によると、当時の内閣官房1丁総合戦略室が今年3月6月に12件のオンライン会議を録音した。このうち4月7日の音声データは、平井氏が東京オリンピック・パラリンピック向けアプリの事業費削減に関し、発注先を「荷しておいた方がいい」と発言したことが報道された後、「保存期間10年」にした。残り11件は、発言が報道された6月、「文書の保存状態を確認して適切に処分した」としている。「個人の備忘で録音したことがあったが、他の職員も利用可能だったので、公文書扱いだった」と説明した。3月6日以外の会議は録音して

いないとした。NPO法人・情報公開クリアリングハウス（東京）が発言報道を受けた6月下旬、平井氏の大田就任以降の会議の全ての音声データを情報公開請求したが、4月7日のデータだけが開示され、他の日のデータはないと説明されたという。早川和宏・東洋大副学長（行政法）は「公文書に該当するかの判断を途中で変えたと言われても仕方がない。4月7日の会議も報道されていなかったら廃棄していたのではない。隠す必要がないなら、11件をなぜこの時期に廃棄したのか。情報公開請求の後に廃棄したなら明白な問題だ」と話す。【青島頭、後藤 聖】

存しろというわけではありません。最低でも文書記録を公開して1年ぐらい、その重要性に応じてさらに長く保存期間を定めるべきです。少なくとも東大和市は、「文書事務の手引」から「会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物（カセットテープ、音声データ）」という記述をただちに削除すべきです。

「音声データ消去事件」について詳しく知りたい方、現況について確認したい方は、自由と人権 HP の「音声データ消去事件」をご覧ください。次回第3回口頭弁論は、6月27日（金）東京地裁立川支部408号法廷で、午後1時30分から開かれます。どうぞ傍聴においでください。

【本の紹介コーナー】

『反戦主義者なる事通告申上げます』など

末永敏事という人を知っているだろうか。ぼくも今月（5月）半ばに知ったに過ぎない。確か竹内良夫さんが発信している「ヒロシマ通信」だったと思う。

戦前、結核医師として渡米、研究を積み重ね実績を残した人でありながら、その存在は、一部の人以外知られることがなかった。その生涯についても不明な点が多い。

末永は無教会主義キリスト教徒の内村鑑三を師と仰ぎ、その教えを忠実に守った。日本が中国侵略戦争に踏み出し、国家総動員法を施行した1938年、すでに帰国して茨木県の結核療養所で医師として働いていた末永は、同県知事の職業能力申告の求めに「反戦主義者なる事及軍務を拒絶する旨通告申上げます」と回答した。このことにより、特高に逮捕され、起訴、収監された。出所後は医師としての仕事も奪われ、厳しい監視のもとにおかれた。そして汚名を回復する機会を得られぬまま、日本の敗戦前後に亡くなった。

末永が回答した言葉をそのまま書名にした本がある。『反戦主義者なる事通告申上げます』（花伝社）、著者は長崎新聞記者の森永玲氏。実は、上記はこの本から得た情報である。

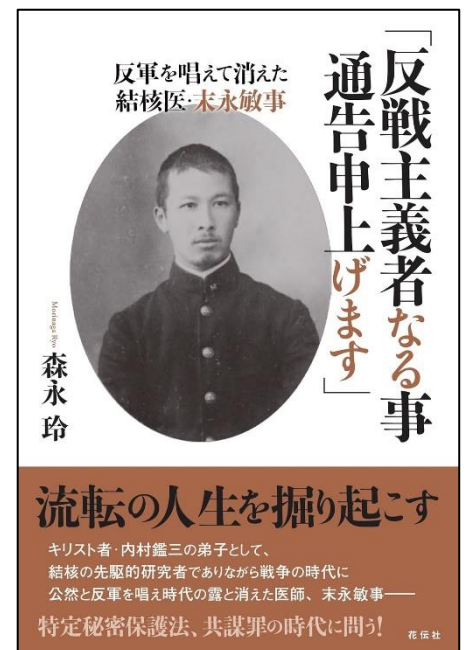
戦時下、国家権力に対しここまで正対して抗うことができた人物がいたことは、驚きの事実であり、強い興味を抱いた。そして、もっと多くの人々に知られるべき人物であると思った。

この本から教えられることも多かった。1925年治安維持法が成立させられた当時、政府は、摘発の対象は「国体の変革を試みる結社に限定される」と言明し、一般市民には影響がないと説明していた。ところが実際は違った。つい最近の「共謀罪」提案時の政府の説明を聞くようではないか。

以下の文も、戦争に向かおうとしているこの国の在り方に対峙しようとする時、考えさせられる事は多い。

「内心の自由」「権力と国民」といった大切なテーマを考えると、敏事の生涯は多くの示唆を与えてくれる。その周辺状況を考察するにつれ見えてくるのは、当局の暴走は大義名分をもって合法に始まり、国民は苦しめられ、あるいは迎合し、あるいは沈黙して、それが普通の社会になっていった過程だ。皆が迎合し、雪崩を打ったときに、敏事が戦争に背を向けることかできたのは、人一倍かたくなだったからなのかかもしれない。一切の妥協を拒んだから、「現実」に対応できなかったのかかもしれない。だが彼の正しさは早晩証明された。（210～211頁 本書より）

末永敏事の足跡については、茨城県知事に反戦主義者表明を行い、逮捕・拘禁された後は不明な点が多い。『反戦主義者なる事……』はノンフィクションであるため、（当然のことではあるが）後半生の不明な部分はそのまま



で、末永医師のイメージを全体的には把握しがたい。

同書が出版された 3 年後に、長洋弘 著『小説・末永敏事』（燦葉出版社）が発売されている。「小説」とはいいながら、前記ノンフィクションの元となった長崎新聞社の記事（森永玲 は同新聞社の記者）を参考にしており、根幹は事実に即していながら、フィクションという肉付けをしている作品である。著者もこれを「ノンフィクション的な小説」（「あとがき」より）と言っている。

この小説を、『反戦主義者なる事……』とともに読むことによって末永敏事ということの全体像がより鮮明に浮かび上がるだろう。末永の名と実績を社会に知らしめるためには有効な一冊であると考え、本書もあえて紹介する。

中野重治詩集にある松田道夫の文章に即していえば、治安維持法を「そんなに悪法でなかったとする」者たちにとって末永の行動、そしてその人物像については。理解不能な「変わり者」としか映らないであろう。

言論・表現の自由が曲りなりにも保障されている現代社会においてすら、大勢に流され、無自覚なままに体制内化させられている者たちが多い。社会的矛盾は自覚していながらも、僅かな不利益を回避するため、または、自分が「浮き上がる」事への過剰な恐怖心から、権力に纏ろう者たちがいかに多いことか。現代においてすら、末永敏事はそのような潮流に打ち込まれた一本の杭のような存在であり続けている。



SNS の効用

ぼくは日常的に SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス/social networking service）を使ってはいるけれど、あまり好きではありません。いろいろ理由はありますが、何よりも匿名性が高いことです。匿名での発信は責任が伴わない、それは発信主体の側から言っても、社会的にも決して良いことではないと思うからです。ところが今回、必ずしもそれだけではないという事態に遭遇しました。

それは、障害のある青年が行方不明になり、情報提供を求めるラインが届いたことに始まります。青年は、5 月 13 日夕方、通っていた作業所から自転車でグループホームへの帰路、いなくなってしまったそうです。

ぼくのところにそのラインが届いたのは 15 日の朝でした。おそらく 13 日の夜から翌日 14 日夜まで、心当たりや近隣を探し、搜索を依頼すべき機関にも連絡しても手がかりはなく、思い余ってラインでの至急拡散依頼に踏み切ったものでしょう。発信元は特別支援学級の先生だったようです。いなくなった時の状況や服装、これまでの経歴、そして本人の写真と名前などの情報が記されたプリントも添付されていました。

ぼくのところに情報を送ってきた方は、その先生からの依頼に応じて発信されたようです。ぼくも同じように、関係しそうな地域の人たちにそのラインを転送するという方法で拡散に努めました。個人もあればグループラインもあり、かなりな数になりました。

ばらく続報がなく心配していたのですが、3 日目の 16 日夕方、無事保護されたとの連絡があり、ほっとひと安心しました。しかし、これで終わりではありません。ラインで拡散依頼した相手方に、今度は無事保護の連絡をする必要があります。お知らせした皆さんからは「良かった、良かった」とか、「安心した」とか、気持ちの良い返信がありました。それだけに、お知らせの漏れがあってはなりません。心配をかけたままになってしまうからです。これは発信者の責任ですが、一次的な送信相手まではともかく、その先になると不安は残ります。果たして遺漏なくできたものか。確かめようがないのがつらいところです。

実は、ラインの拡散によってその青年の保護に至ったか否かは未だ不明なのです。ぼくが SNS の効果を見直したというのは、その青年の発見に SNS が役に立ったかどうかではありません。それまで全く見ず知らずだった青年のことを SNS 上で知った人たちが、わがことのように心配し、その情報をさらに広めてくださり、彼が無事保護されたという情報を得た時には、みなさん一様に安堵感と喜びの気持ちを持ってくれたことなのです。つまり、それまで全く未知であった人に対しての感情の共有が得られたことです。

SNS というと、とかく憎悪や悪意のうずまくところ、犯罪の温床のようにとらえられがちですが（実際にその

ような側面も否定できませんが)、このように思わぬ効用もあるものなのです。

件の青年が発見されたこと自体は大変喜ばしいことでもあり、これ以上言うのはむしろ差し控えるべきなのかもしれません。しかし、ひとつだけ気にかかったことがあったのも事実です。

発見当初に限って言えば、当事者は、青年が無事に戻った安堵と、周囲へ後始末に追われててんでこ舞いだったろうと推察されます。そんな中で、無事帰還の報告もしっかり行われました。保護された事実を皆さんに早急に伝えること、これは大切なことです。しかし、どこでどのようにして保護されたのか、発見に至る経過など、続報はその後ありませんでした。

もちろんそのようなことを詳しく伝えなければならない責務が当事者にあるわけではありません。関りになった第三者が、そこまで要求する権利など当然ありません。もしかしたら詳しく書けない事情があったのかもしれませんが。とはいえ、無事保護のお知らせを最後に連絡がなくなったことにより、ぼくらの中で芽生えた青年と関係が、そこで突然断ち切られたような寂しい思いがしたのも事実です。それはまるで、冬になっても落ち切らない一枚の枯葉のように、です。

無事に戻ったのだからそれでいいじゃないかという考えもあるかもしれませんが。ぼくもそのように思わないではありません。不特定多数の人たちにそんな詳しい報告をする必要はない、それが SNS というものだ、という考えもあるかもしれません。これに対しては、だから SNS は嫌いなのだとも言いたくもなりません。「美談」というだけではすまされない、ぼくの中に残ったこの割り切れなさは不当なものなののでしょうか。



東大和ローカル 後編

本庁舎つれづれ

【土曜開庁】

先般土曜日開庁が廃止され、平日の夜間開庁に変わった。コンビニでの書類交付やオンライン申請の整備によるという理由だが、これもよく分からない「改革」だ。前記理由なら夜間開庁だって必要ないではないか。つまりところ非常勤職員の削減をはじめとする人件費削減が目的だろう。現場仕事やサービス業務は民間委託で外部業者に丸投げ。職員は少ない人数になり、ベテラン非正規職員がいなくなったため業務多忙になり、病気になったり転職したりする職員も多いと聞く。

特別給付金がなかなか振り込まれないので、問い合わせたら、市から委託された民間業者だという。特別な技術や資格な業務ならまだしも、単なる支給事務まで民間委託している。ここでも非正規雇用の職員はカットされ、その分正規の職員はあたふたとしている。

市役所とは名ばかり、外形ばかりで、なかみはスカスカ。対応も市の職員でなく、どこの馬の骨ともわからない民間業者。しかも来年度も同じとは限らない。より安いところがあればそっちに乗り換えることになる。

非正規職員を増やして正規職員を減らし人件費の節約だとおっしゃる。ところが今度はその業務を民間委託し、非正規職員の首を切る。これではコツコツ務める職員の力量も経験も積みあがらない。結果、突飛で目新しいことだけが評価されることになる。これが住民密着の自治体がやることだろうか。

【新体制】

新年度になって市役所の組織が大幅に変更になったが、わけのわからない入れ替えもある。部署名もへんてこなものが多い。以下、ちょっと気になったものだけを列挙しておく。

- ①市民生活部といって環境・防災・社会教育が混然としたようなものがあるが、統一性もなく、扱いにくそうな部ではある。
- ②同じ市民生活部という中にスポーツ観光課というのがある。スポーツと観光がどう結びつくのかも疑問だが、体育館の所管もここになっている。生涯学習課から引き抜かれ、こちらに移植された形だ。
- ③子ども未来部という部があり、この中に子ども家庭センターというのがある。なぜ「子どもセンター」ではない

のかと思うのだが、国の子ども家庭庁に足並みをそろえたとしか考えようもなく、なんとなく怪しい。

④健康福祉部というへたな造語（これは前年度からあった）を付けた部があり、福祉関係と保険年金関係が同居している。こちらも運用に苦労しそうな組織だ。ここに健康推進課というのもあるが、なぜこちらはなぜ「健幸推進課」ではないのだろうか。

⑤公民館・図書館はそれぞれ独立した課として教育部の中にあったが、中央公民館と地区館 4 館が生涯学習課の中に入れられてしまった（郷土博物館は従来から同課の中にあった）。そもそも公民館及び図書館・博物館は社会教育法で規定された機関なのだ（公民館：第 20 条～42 条、図書館・博物館：第 9 条）。とりわけ公民館は 23 もの条文を設けて規定されている。スポーツ関係の仕事が外に出たので、その帳尻合わせで公民館をここに持ってきたものか、理解に苦しむ。社会教育を軽視している表れと見て取れなくもない。他の部・課もそうだろうが、公民館の仕事は条例や規則で定められている。中でも館長（特に中央公民館長）の仕事と権限は前記法令の他、東大和市立公民館処務規則で詳細に決められている。当然この規則の改定も行ったのだろうが、現場が混乱するのではないかと危惧される

⑥ちなみに生涯学習課とは、一般的には社会教育課であり、前年度からその名称を使用していた。他市でもこの名称を使っているところも多い。たんなる流行^{はやり}なのか、社会教育という概念を嫌ったのともとれなくはない。「生涯学習」などといわれると、生涯にわたって学習などしたくはないよと混ぜっかきしたくもなる。日の出町の「生涯青春の湯」にでもつかっている方がマシ。

【おまけ】

市役所職員の名刺が職員自身の出費で作られていることのおかしさについて前に述べたことがある。それでいて、職員自身が何の問題も感じていないことにあきれたが、今度は名札の話だ。

市役所職員がつけている名札が、フルネームでなく、苗字だけ平仮名で、例えば「やまだ」のように書いてあるものを首からぶら下げているようになった。こっちは小学生ではないのだから、そこまで気を使わなくて大丈夫（バカにするな！）と言いたくなかったが、どうもそうではないらしい。

カスハラやモンスター市民（あなたのことではない）からの執拗な追及・要求への対策なのかも知れない。しかし、問題の本質はそんなことではないだろう、何の誰べいという個人が責任をもって行う市役所業務（もちろんその最終的な責任は市長）であることが肝要で、そのためには姓名をきちんと名乗る必要があろう。例外的にしか存在しない市民からの「攻撃」を過剰に警戒して、なるべく個人というものを露出しないようにすることは、問題すり替えになるばかりでなく、市役所業務への責任感の持ち方にも影響してくる。再考を促したい。



日本学術会議が殺された日

「かねてよりストーカーに付きまとわれ、5 年前にはジコウセイケン（当時 20）による凶刃で深手を負った二ホンガクジュツカイギさん（75）は、市民有志によって日夜その身边を警戒されていたが、主犯であるジコウセイケン（25）と、新手のストーカー、二ホンイシン（13）とによる激しい暴行のすえ、6 月 12 日、東京都永田町内で殺害された。リッケンミンシュさん（8）らがこの凶行に対し「ヤメロ」との声をあげたが、体を張ってまで止めようとはしなかった。」

冗談ではなく、こんな新聞記事が出て不思議ではない状況で日本学術会議法人化法は成立させられてしまった。

坂井学担当大臣の違憲発言に対する問責決議案や参議院議長や内閣の不信任案が提出されることもなく、菅元首相による 6 名の会員任命拒否の実態が解明されぬまま、大きな混乱もなく採決に持ち込まれ、賛成 157、反対 76 での成立だった（自民・公明・維新が賛成、立憲・国民・共産・れいわ・社民などが反対）。

衆参両院の委員会で学術会議の自主性・自律性の尊重や、必要な財政措置を行うことを政府に求める付帯決議が付いたとはいうものの、問題の根本的な解消に結びつくようなものではなく、空手形に終わるだろう。

参議院本会議での採決の様子を憲法 9 条が改悪されるデジャビュとしてとらえたのはぼくだけではあるまい。学術会議はそれほどまでに日本国憲法と切っても切り離せないものなのである。

社説

学術会議改編

違法行為を糊塗する愚行

「国の特別機関」である日本学術会議を特殊法人化する法律が参院本会議で、与党と日本維新の会の賛成多数で可決、成立した。

政府は学術会議の独立性が高まると説明しているが、首相が任命する監事や評価委員会が業務を検証し、会員選考に介入できる仕組みを新法に盛り込んだ。独立性を損ない、憲法の「学問の自由」を侵害する恐れは否定できない。

組織見直しのきっかけとなった会員候補の任命拒否についても、政府は詳細な説明を拒み、真相を明らかにしていない。懸念や疑問に答えぬまま組織改編を強行した愚行を厳しく非難する。

特殊法人化の発端は菅義偉首相が2020年、首相による学術会議会員の任命を形式的としてきた政府の法解釈を独断で変更し、6

人の任命を拒否したことだ。

6人は第2次安倍政権当時の政策に批判的だとされ、任命拒否への批判が高まると、菅政権は矛先を変え、違法と批判される任命をすり替え、違法と批判される任命拒否を糊塗したのが実態だ。

さらに政府には、独立性の高い学術会議に介入する道を開く意図があるのも明白だ。

現行法にある「独立」「平和」は新法で削られ、坂井学特命担当相は国会で「特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は解任できる」と答弁している。

安全保障関連法の成立を強行した第2次安倍政権下で、防衛省は学術界に軍事研究を促す補助金制度を創設したが、科学者の戦争協力への反省を基に設立された学術会議は反対声明を発表した。

政府の法解釈変更の動きはこの時期に始まっており、背景に学術会議に対する立ちがかったことは容易に推測できる。

防衛省の補助金は国内22大学が9年間で計27億円を受けた。軍事協力と一線を画してきた学術会議の独立性が揺らげば、軍事研究への協力が加速しかねない。

東京地裁は5月、法解釈変更に関する検討文書の全面開示を命じたが政府は拒み、与党は文書開示を待たずに審議を続け、新法を成立させた。学問の自由にかかわる法案を慎重に取り扱わない態度には強い憤りを覚える。

学問の自由と言論、思想の自由は地続きであり、一角が崩れれば全体が崩壊しかねない。学術会議の改編により、その瀬戸際に立つとの危機感を抱かねばならない。

2025.6.12

日本学術会議は、1945年の日本敗戦を受け、軍部による戦争遂行に学術・科学が全面協力したことへの強い反省から1949年に設立された。その根拠法である日本学術会議法はその設立前年の1948年に成立している。その前文には「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」と高らかに宣言している。新法ではこの前文がすべて削除されていることは、かねてより指摘されてきたことだ。

日本学術会議法前文は、1946年11月3日公布、翌年1947年5月3日施行の日本国憲法の前文の平和主義と、第9条の戦争の放棄と呼応するものである。その意味で1950年の第1回軍事研究反対声明はきわめて当然のものであった。その後、軍事関係への警戒が必要な事態が生じるたびに、軍事研究反対の声明を出し、その姿勢をкаろうじて保ち続けてきたと言える。

しかし今回の事態で日本学術会議の「終わりの始まり」になる可能性も高い。学術会議法人化法は、学術・科学を再度戦争の協力者にすべく仕組まれたものに他ならず、その狙いの中核は軍事研究反対の旗を降ろさせることである。兵器製造による利益拡大を狙う財界と、アメリカ

の世界戦力につきたがってアジアでの軍事的緊張を高め、軍事国家化を進めようとしている政権の意向を反映させ、武器製造や研究に協力させることだ。困難なことかもしれないが、それをさせないために、法人化後も軍事研究反対の旗を降ろさせないようにすることが必要である。

サンホセの会 6月定例会

【日時】6月15日(日)

午後1時30分～3時30分

【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は6月13日(金)までにご連絡ください。

音声データ消去事件

損害賠償請求訴訟 第3回口頭弁論

【日時】2025年6月27日(金) 午後1時30分

【場所】東京地裁立川支部 408号法廷

【集合】4階法廷控室 午後1時20分

【最寄駅】多摩都市モノレール高松駅下車徒歩5分

【後記】日本学術会議はついに解体させられてしまいました。労働運動が壊滅的な状況の中で、市民運動としての取り組みは目を見張るものがありました。個人的に言えば闘いの現場(国家前)に足を運んだのはたった一度きりでした。体調不良とはいえ、後ろめたさばかりが残ります。何かもっとやれることがあったのではないかと、今後は何なのか、そんなことばかり考えています。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

